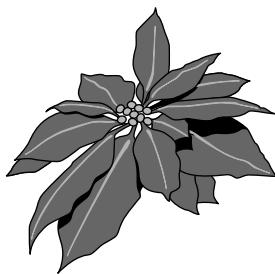


卷頭言



No. 164

二〇〇九年一二月二〇日

全国公害弁護団連絡会議

東京都渋谷区渋谷一丁目一〇一六スガハラビル五階

渋谷法律事務所

TEL 03-5468-1868
FAX 03-5468-18689

今こそ私達の要求実現のたたかいを強化しよう
—歴史的転換点に立つて—

弁護士 馬奈木昭雄

一、開発行政と事前差止

今から約四〇年前、一九七三年三月の水俣病一次訴訟判決を掲載した判例時報（六九六号）の解説者（裁判官）は次のとおり強調している。

『確かに本判決の被害者救済に果した役割は充分評価されるというものの公害発生後の裁判による公害被害者の救済および公害防止の効果にはおのずからの限界のあることを痛感させられる。眞の被害者の救済のためにはまず、公害を未然に防止しなければならないところからすると、公害防止のための強力な立法行政施策の必要なことは勿論のこと』

と、裁判による救済についても、公害防止のための差止請求訴訟が認められることが要し、四大公害訴訟の終結を機に、今後はこれらの理論およびこれらの救済をより実効あらしめるための環境権理論の整備と進展が期待されるところである。』

まさにこの指摘のとおり、公害被害が現実に発生してしまってからでは取り返しがつかないのであり、被害は未然に防止しなければならないのである。そして何よりも重要なのは、「環境権理論の整備と進展」をはかるために最も有効なのは、何よりも現実の裁判の場で、一歩でも二歩でも被害発生を未然に防止するという論理を前進させようと努力する裁判所の姿勢なのである。水俣病一次訴訟判決時点での痛切な反省、教訓はその後充分検討されることなく、四〇年繰り返されており、日本国民は次々と種々の被害を受け続けている。環境破壊や重大な被

害が発生してはじめて、ようやく行政は重い腰を上げ、裁判所もその被害者の限られた一部の人（原告となつた人）にわずかな損害賠償金を容認するのである。これでは、「裁判所の使命」を果たしているとはとうてい評価できない。

この判例時報六九六号解説の指摘が現時点でもなお正しい問題提起として通用していることこそ、裁判に取り組むのみんながあらためて真剣に考えるべき課題なのである。

一、事前差止訴訟の展開

「あらゆる開発行為・公共事業に及ん

でいる。全国各地でこれだけ多数の事前差止を求める訴訟が起こされている、という事実は、驚くべきことである。」

「大きな困難があるにもかかわらず、これほど多数の事前差止訴訟が提起されている、ということは、大阪国際空港訴訟控訴審判決がつよい影響を与えたことなど、想像されるが、なによりもこのこ

「わが国でのいわゆる環境訴訟は、はじめに四大公害訴訟のように損害賠償請求事件として登場し、やがて大阪国際空港騒音事件のように事後の差止請求を中心たちをとり、いまは事前差止請求が中心になつてゐるようである。日本弁護士連合会公害部会の調査によると、環境破壊を事前に阻止しようとする事前差止訴訟は、民事訴訟・行政訴訟をあわせて、昭和五〇年以降に提訴されたもので、三四事件、昭和五四年七月現在で係属中のものは三六事件にのぼつてゐる。」

とは、いかに市民が開発による環境破壊に対しふかいおそれを抱いているか、を如実に物語っている、とおもう。しかも裁判所が徐々にではあるが、救済のみちをひろげつつあることも注目される。」

ここで、指摘されている「大きな困難」の主要な点として次のような問題が存する。

「第一に、事後の差止がきわめて困難であるがゆえに、事前差止にならざるをえない、という事情が推測できる。事後的差止の困難を一言でいうならば、既成事実の重みである。」

「わが国には、これに加えて一種独特の裁判慣行がある。すなわち、所有権侵害として当然違法なはずの行為も、既成事実をつくれば差止をうけることはない、とする先例の流れである。」

「しかも、開発行為・公共事業の場合は、計画の策定・公示・認可や免許などとともにかくにも形式的には手続きをふん

で着工された事例である。既成事実はいつそうの「重み」を増やすことになる。」

「第二に、こうしてやむをえず提起される事前差止訴訟にも、それじたいに、やはり困難がつきまとう。」

そもそもどんな公害も、その発生源となるような施設が、まだ計画段階にあって、現実に被害が発生していない以上は、なにびとにとっても痛くもかゆくもない。かりに公害が発生しても、当初のうちは不愉快ではあっても我慢できないこともない。被害があるていどに達したとき、はじめて堪えがたいものとなる。そ

い。

「いまひとつ事前差止訴訟が直面する大きな困難は、民事訴訟と行政訴訟の使いわけである。それも原告住民側に予測可能性を与えない裁判所側の「使いわけ」が目につく。」

三、私達の到達点と展望

除去を求めて立ち上がるには、よほどの主体的エネルギー必要とする。同じように、これを受けとめるには、裁判所にも一定の主体性と高度な理性とが要求され

る。（傍線筆者）

さらに、開発主体はほとんど例外なしに秘密主義をとっている。市民に対しても積極的に開発計画を知らせることはなさらず、市民がことの重大性に気づくのは、ほとんどが着工直前になつてからである。これでは、当該開発主体の提供する資料で、「被害発生の可能性」を「通常人が疑いをさしはさまない程度に」立証することは、ほとんど不可能といつてよい。

資料で、「被害発生の可能性」を「通常人が疑いをさしはさまない程度に」立証することは、ほとんど不可能といつてよい。

大抵の裁判所は、民事訴訟と行政訴訟の使いわけである。それも原告住民側に予測可能性を与えない裁判所側の「使いわけ」が目につく。

私達は、公害弁連結成以来約四〇年に渡ってこの立ちはだかる「大きな困難」とたたかい続けてきた。その結果、たと

え歩みは遅いとはいえ着実に前進を遂げてきたと評価して良いのではないだろうか。その積み重ねの結果、今こそ、私達は大きな展開、大きな飛躍を遂げるべき歴史的な転換点に立っている、と私には思える。

例えば、私自身が取り組んでいる限定された範囲の分野でも、廃棄物問題では、安定型処分場建設は裁判をするまでもなく、ほぼ建設を断念させることに成功しているし、管理型処分場も適切に対応することによって断念に追い込むことが可能である（水俣での建設阻止がその代表例）。

今たたかいは操業中の処分場の差止に成功し、さらに違法な投棄物を撤去させたたかいに取り組んでいる。

また、川辺川ダム建設をめぐるたかいで利水事業差止訴訟（国営土地改良事業の取消）に勝利し、ダム建設を中止に追い込んだ。さらに同じ水系の既存の

荒瀬ダムを撤去させるたたかいが展開されている。

しかも、それと同時に、私達は単に有害無益な「公共事業反対」にとどまらず、真に利水を要望している農民のために必要な利水や、水害防止を求める住民の要求を実現するために必要な「ダムによらない真の利水、治水事業」の実現を要求して、農民、住民と共にたたかいを展開している。

この川辺川のたたかいに学んで、諫早湾干拓事業でも「もはやできてしまつたものはしかたない」という行政追認をけつして許さないために「よみがれ！有明」をスローガンとして、豊かな有明海を回復し、「地域としての有明」をよみがえらせるたたかいに取り組んでいる。

私達は、このような現状を、私達自身の力と、その行動に共感し、支持する国民の力で打破しなければならない。「お上」民主党政権が従来の「公共事業による開発政策」の転換を行うことを、ただ期待し、待つ、「お上頼り」ではなく、これまで公害弁連が被害者を先頭に、心

復活へ」と展開されているのである。

この私達の取組みは海外からも注目さ

れ、無駄な公共事業による環境破壊の代名詞として国際語となつた「イサハヤ」は、その意味を転じて「環境復原」の希望の代名詞となり、韓国政府環境府など主催の「ガイヤ賞」を受賞した。

政権交代が行われ、三ヶ月が経過したが、官僚はまだ、基本的には「ものごとを決定するのは官僚であり、それが国のが根幹だ」という従来の態度、方針を変更しようとはせず、全面的な抵抗を続けている。しかし、この抵抗は今や各所で流れ始めた。

私達は、このような現状を、私達自身の力と、その行動に共感し、支持する国民の力で打破しなければならない。「お上」民主党政権が従来の「公共事業による開発政策」の転換を行うことを、ただ期待し、待つ、「お上頼り」ではなく、これまで公害弁連が被害者を先頭に、心

ある國民と共にたたかい続けてきたなかで得てきた成果と教訓と生かしながら、住民の要求実現のために住民と共にたたかうたたかい方を各分野でさらに強めていくことが必要だと考える。

「官僚が物事の決定権を持つのではな

い、被害者住民が決定権を持つ」「地域のことは地域の住民の意思で決定する」この憲法上國民主権として当たり前のことを、当たり前に実行させるたたかいが、今現実のものとなってきてることが確信できる。私達の総力を挙げて全面的な

取組みを展開することによって、私達の要求実現を現実のものとするよう頑張りぬきたい。それを可能とする条件は、今、充分にととのつていると考へる。

鞆の浦世界遺産訴訟第一審判決について

弁護士 越智敏裕

広島地方裁判所（能勢顯男裁判長）は、な判決である。

平成二一年一〇月一日、鞆の浦世界遺産訴訟において、広島県知事に対し公有水面埋立法（以下「公水法」という。）に基づく埋立免許の差止めを命ずる原告全面勝訴判決を言い渡した。これは、かの高名な日光太郎杉事件判決以来の画期的

鞆の浦世界遺産訴訟とは、高い文化的・歴史的価値を持ち、地元住民にとつて生活の基盤でありまちづくりの基点ともいえる港湾の一部を埋め立てて架橋するという公共事業を巡る紛争について、地元住民である原告らが、広島県を被告

として、公水法二条に基づく広島県知事による埋立免許の差止めを求めて提起した行政訴訟である。

本判決は、次の三点で特に画期的である。

第一に、鞆の浦に居住しその良好な景



観を享受する原告らの原告適格を認め

く画期的な判断である。

た。本判決はまず、一定の景観利益が法的保護に値する場合があることを認めた国立マンション事件最高裁判決を踏まえ

て、良好な鞆の景観が客観的価値を有するとした上で、これに近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するとした。そ

して、利害関係人の意見書提出規定、公水法の環境配慮規定、関係法令としての瀬戸内法の配慮規定及び同法上の国の基

本計画・県計画の環境配慮規定を考慮し、上記景観利益が原告適格を基礎づけるものだとしたのである。

これは、民事不法行為に関する同最高裁判決に依拠し、行政訴訟の原告適格を基礎付ける利益として景観利益を承認した初めての判決であって、同最高裁判決の意義を真摯に受け止めて原告適格を柔軟に解し、景観訴訟の新しい可能性を開

損害要件（行訴法三七条の四第一項）について、注目すべき柔軟な判断を示した。

同要件については、原告の被る損害が、処分がされた後にその取消訴訟を提起して執行停止を受けることにより避けることができるような性質、程度のものであ

る場合には充足しないと理解する下級審判決が一般的となりつつあり、多くの差止訴訟がこの要件により却下され、その活用が阻害されてきた。

しかし本判決は、手堅くこの一般論を採用しつつも、本件事業の進行予定を踏まえると、本件訴訟の争点が多岐にわたること等から、直ちに執行停止の判断が得られるとは考え難いとした。さらに、景観の利益について、生命・身体等といつた権利とはその性質を異にするもの

ものである」として、重大な損害要件を認めたのである。行訴法改正後も、解釈論に根強く残る取消訴訟を中心主義のもとで、差止訴訟の活用範囲が大幅に限定されている現状で、これは、重大な損害要件の判断を柔軟に解した画期的な判断である。

第三に、本判決は、次のように、本案について適切な裁量審査を行い、本件处分をするとすれば、裁量権の逸脱濫用があると判断した。

公水法四条一項一号は、埋立が「国土利用上適正且合理的ナルコト」を要求しているところ、これについては免許権者である広島県知事の政策的な裁量が認められる。本判決は、瀬戸内法の規定を踏まえて、広島県知事は、「本件事業による鞆の景観に及ぼす影響と、本件事業の必要性・公共性とを比較衡量の上、瀬戸内の良好な景観をできるだけ保全する

いう瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべき」であるとし、「その判断が不合理であるといえる場合には、本件埋立免許をすることは、裁量権を逸脱した違法な行為に当たる」とした。

そしてさらに本判決は、鞆の景観の価値は私法上保護されるべき利益であるだけでなく、瀬戸内海における美的景観を構成し、文化的、歴史的価値を有する景観として、いわば「国民の財産」ともいすべき公益であつて、本件事業が完成した後に復元することはまず不可能であるから、本件埋立架橋が鞆の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害するものと言えるとした。したがって、「政策判断は慎重になさるべきであり、その拠り所とした調査及び検討が不十分なものであつたり、その判断内容が不合理なものである場合には、本件埋立免許は、合理性

を欠く」ものとして裁量権の範囲を超えた場合に当たるとしたのである。

本件事業の必要性及び公共性についての詳細な判断をここで紹介する余裕はないが、本件事業で主張される道路整備効果について、山側トンネル案という代替案でも狭隘部の交通混雑の解消が十分に可能であると考えられるところ、比較の前提として行われるべき事業者側の調査は、時間帯別の交通流動を把握していくな

い点で不十分であるだけでなく、妥当性にも疑問があるコンサルタントによる交通量推計のみに依拠して道路整備効果を判断することは合理性を欠くとした。

「初めに埋立架橋ありき」で推進された本件公共事業には、埋立てによる件埋立計画を阻止し、鞆の世界遺産登録を実現するために、本件訴訟への一層のご支援をお願いする次第である。

エリー埠頭、防災整備、下水道整備といった、後付けとも言える事業理由が多数付け加えられていたが、本判決は、本件公共事業の実際を捉えた実質的な判断を

したものであり、高く評価すべきものである。

泡瀬干潟埋立事業差止・

高裁判決とその後の展望



弁護士 堀 雅 博

沖縄市長・沖縄県知事が控訴

- ① 平成二〇年一一月一九日
一審判決
② 平成二〇年一二月三日

- ③ 平成二二年三月二一日
第一回事前進行協議
④ 平成二二年四月二二日
第二回事前進行協議
⑤ 平成二二年五月二八日
第一回口頭弁論

- ⑥ 平成二二年六月二十五日
第二回口頭弁論
⑦ 平成二二年七月八日
現地進行協議
⑧ 平成二二年七月二三日
第三回口頭弁論
⑨ 平成二二年一〇月一五日

二 本件についての控訴審は、
以下の流れで進みました。

一 平成二一年一〇月一五日午後二時、福岡高等裁判所那覇支部において、一審の差止判決を支持する判断が下されました。

内容は、沖縄県と沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立事業について、公金支出の差止（調査費用とその人件費を除く。）を命じるものです。

本記事は、前回報告した地裁判決から高裁判決に至る経緯、判決内容及び今後の展望について、記載するものです。

(一) 本件控訴審においては、原告から

控訴審判決

の控訴や附帯控訴はしませんでした。

一審の判決が、「現時点」での経済的合理性を否定しているため、県と市が、新計画を策定して、経済的合理性を主張することが予想されたからです。新計画を完成させためには、早期に結審する必要がありました。

また、工事が日々進んでいることからも、早期結審は必要不可欠でした。そのため、控訴や附帯控訴は控えました。

(二) 現地進行協議については、裁判所から提案を受けました。

一審と同じく、泡瀬干潟等の現場を裁判所に視察してもらうことは、有効であったと思っています。

三 控訴審における主張

(一) 控訴審においても、環境面での主張は、追加主張しました。

自然の重要性は、事業に求められる経済的合理性のハードルを上げるものであると考えたからです（もつとも、高裁判決では、主張は排斥されています。）。

(二) 経済面について

①現時点での経済的不合理性のほか、

②平成一二年当時の埋立事業計画の経済的不合理性を主張しました。

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、さらに、一審判決を理論的に推し進めたものでした。

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、公有水面埋立法一二条の二の変更許可を得る前に、変更許可を得ることを禁止していないという解釈を示しました。そして、変更許可を得る見込みがあれば、暫定的に工事を進めることができます。そこで、変更許可を得る見込みがあれば、地方自治法二条一四項、地方財政法四条一項に違反しないとしました。その上で、変更許可を受ける見込みがあるのかどうかは、実質的には、現在

う形で、市長声明は、計画を変更せざるを得ない状況にあつたことを示す事実であると認定されています。

（二）控訴審においても、環境面での主張は、追加主張しました。

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

四 判決について

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、さらに、一審判決を理論的に推し進めたものでした。

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、公有水面埋立法一二条の二の変更許可を得る前に、変更許可を得ることを禁止していないという解釈を示しました。そして、変更許可を得る見込みがあれば、暫定的に工事を進めることができます。そこで、変更許可を得る見込みがあれば、地方自治法二条一四項、地方財政法四条一項に違反しないとしました。その上で、変更許可を受ける見込みがあるのかどうかは、実質的には、現在

に経済的合理性が認められるかどうかと
いう判断の枠組みを示しました。

経済的合理性について、判決では、①
新計画は、平成一二年当時の計画（判決

では、経済的合理性を欠くとまではいえ
ないという認定になつていて、）を前提
としているが、平成一二年当時の計画自
体にも、多々疑問点があることから、新

計画について経済的合理性があると直ち
に推認できない。②平成一二年当時の計
画から既に九年経過し、その間経済的事
情等に大きな変化が生じているため、新

計画に経済的合理性があることの推認が
いつそう困難となつていて。③第Ⅱ区域
については新計画で埋立を撤回している
ため、第Ⅰ区域だけでは、アクセス道路
が制限され、従前の計画で得られたスケ
ールメリットを放棄せざるを得ない状況
にもなつているとの判断を示しました。

そして、結論として、「新たな土地利

用計画に経済的合理性があるか否かにつ
いては、従前の土地利用計画に対しても加
えられた批判を踏まえて、相当程度に手
堅い検証を必要とするのであり、そもそも
も新しい土地利用計画の全容が明らかと
なつてない現段階においては、これに
経済的合理性があるとは認められない。」
として、Ⅰ区の経済的合理性を否定しま
した。また、事実上撤回されているⅡ区
の経済的合理性も否定しました。

なお、一審で判決が出た後も、一審判
決を無視するような形で工事が続行され
ていました。このような司法の判断を無
視した行政の傲慢さに対する裁判所から
の戒めという見方も、できるのかもしれません。

市長声明とそれ以後の沖縄市の計画変更
が大きかつたとは思います。
しかし、東門市長の当選・東門市長の
声明文・沖縄市の計画変更という流れに
なったのは、やはり、ひとえに、「泡瀬
干潟を守る連絡会」をはじめとする原告
団の熱意ある運動の結果であることは間
違ひありません。

高裁判決における勝訴の要因として、
五 今後について

判決において、差止の対象から、調査
費用及びその人件費が除かれていること
を根拠として、現在、沖縄市は、新しい
土地利用計画を作成し、埋立を推進しよ
うとしているようです。

しかし、①沖縄市も沖縄県も、現時点
での経済的合理性を否定した高裁判決に
対する上告をあきらめて、高裁判決を確
定させたこと、②高裁判決が新計画に対
しては、原告団の熱意及び泡瀬干潟の自
然の重要性が裁判所にも伝わったことも
大きいかったのではないかと思つていま
す。

おいて、原告団の熱意及び泡瀬干潟の自
然の重要性が裁判所にも伝わったことも
大きいかったのではないかと思つていま
す。

しても従前の計画に対する批判を踏まえた手堅い検証を求めていること（釘をさしていること）などからも、新計画を策定さえすれば、埋立を続行できるという

安易な態度は慎むべきです。

思われます。

原告団及び弁護団としては、公有水面埋立の変更許可が出ないよう見張る運動を展開することが当面の目標になると

本件高裁判決を弾みとして、泡瀬干潟の埋立中止へと運動を発展させていくつもりです。

川辺川ダム問題と政権交代

川辺川利水訴訟弁護団事務局長
弁護士 森 徳 和

蒲島知事は、同年一〇月、金子一義
国交大臣と国交省で会談し、ダムによらない球磨川流域の治水対策を検討する協議の場を設けることで一致した。

その際、金子大臣は、ダムによる水没予定地を抱える五木村については、ダム事業にかかわらず振興を行うことを約束した。

一 政権交代までの動き

(一) 治水問題

二〇〇八（平成二〇）年九月、蒲島郁夫熊本県知事は、「現行計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と述べ、正式に川辺川ダム計画に反対する姿勢を明らかにしました。

反対表明を行った。蒲島知事の白紙撤回表明は、川辺川、球磨川の流域自治体の首長の反対表明を背景として行われたものである。

川辺川ダム建設計画については、徳

蒲島知事の反対表明直後に、熊日新

「安全度を維持せず議論するのは無責

任だ」と発言し、流域自治体の首長の意見の食い違いが際立つた。同年三月、

選挙では、利水事業推進を公約とした徳田村長が当選した。

熊本県は、河床掘削、堤防かさ上げのほか、既存農地の遊水池化などを組み合わせた複合対策を国交省に提案したが、国交省は、過去最大の被害をもたらした豪雨に再び見舞われれば、約二万五千世帯が浸水するというシミュレーションを示し、ダムによらない治水は非現実的であることを浮かび上がられる作戦をとった。そのため、流域住民からは、熊本県が提案するダムによる治水に対しても、賛否が分かれること態となつた。

(二) 利水問題

二〇〇八年（平成二〇）年三月、国営川辺川総合土地改良事業の休止に伴い、人吉市に開設されていた農水省川辺川利水事業所は閉鎖された。

矢上雅義相良村長が、県知事選挙に

出馬したことを受け、実施された村長選挙では、利水事業推進を公約とした内山慶治山江村長は、相良村を含めた枠組みで新利水計画の議論を開始した。そのなかで、チッソ発電所の導水路から取水する農水省案を基本に新利水計画を策定することが確認された。

二〇〇九年（平成二二）年四月、相良村議会選挙が実施され、改選の結果、農水省案に対する賛成派と反対派が同数となつたが、同年六月、同村議会は、反対派の一部が賛成に転じて農水省案の推進決議を可決した。その結果、六

市町村会議は、農水省に対して川辺川利水事業の推進を要望し、一旦休止した利水事業の再開に向けた動きが始まつた。

川辺川、球磨川の流域自治体のうち、最大の受益地である八代市では、同年八月に行われた市長選挙で、ダム推進の立場をとつていた坂田市長が落選し、新たに当選した福島和敏市長は、ダム反対の姿勢を明らかにした。

これを受けて、同年一二月、流域自治

一 政権交代と川辺川ダム問題

二〇〇九年（平成二二）年九月、前原誠司国交大臣は、就任せ会見の席上、川辺川ダム事業を中止することを明言した。前原大臣は、中止の理由として、利水事業や発電事業の離脱を挙げて、「ダム事業の見直しは当然」と強調した。

同月下旬、前原大臣は、川辺川ダム建設予定地の視察を行い、水没予定地の五木村では、建設中止の方針について村民に謝罪したうえで、ダム計画を中止して

も水没予定地の生活再建を国の財政支援で継続することを内容とした補償法案を年明けの通常国会に提出することを明らかにした。

体で構成される川辺川ダム建設促進協議会は、国に対する治水対策の要望書から「川辺川ダム建設」の文言を削除し、ダム推進色を薄めることになった。

要望している。

もともと利水事業が、裁判にまで発展して事業休止に追い込まれたのは、国営事業の対象面積を満たすために、水を必要としない農家を巻き込んだことが原因である。土地改良事業は、農家の申請事業であるという原点に立ち返り、行政主導ではなく農家本位の利水事業を実現することが課題となつている。

三 今後の課題

(一) 治水問題

蒲島知事の白紙撤回表明以降、ダムによらない治水を検討する場が設けられ、ダムに代わる治水対策が議論されましたが、政権交代により川辺川ダムの中止が方針となつたことにより、本格的な治水論議が検討課題となつてゐる。

また、五木村の生活再建のための補償法案など、公共工事を中止する場合の新たなルール作りも課題となつてゐる。

(二) 利水問題

休止した利水事業再開に向けて、六市町村委会は足並みを揃え事業推進を



八ツ場ダム訴訟

全体原告団・弁護団・事務局長
弁護士 広田次男



は全くなくなつた。

その替りに、原告団・弁護団には、
様々な声が寄せられるようになつた。

曰く、

「勝利の展望がないのなら、裁判は早く取り下げるべきだ。」

「敗訴判決が続けば、中止を言明する現政権の足を引っ張る事になる。」

「政権が中止を言明している以上、訴訟の目的は達したのではない。」

等々……。いずれも誠に説得力のある意見であった。

これまででは「ヤンバ」とフリガナの必要があつたが、テレビが毎日のように「八ツ場」を連発した結果、その必要性

といつた地元住民の反応状況、「あと〇〇〇億でダムは完成するのに」といつた、モッタイナイ論であり、五年間続けてきた私達の訴訟に触れた報道は、皆無に近かつた。

二

原告団・弁護団は、政権交代の事実、マスコミ報道の状況を踏まえて、議論と分析を進めた。

議論の基礎は以下の二点だったと思う。

(一) 政権は交代したが、訴訟で求めて

いる支出差止と既払分相当賠償が法的に完全に処理されるまでには糾れる曲折が予想される事。

(二) 私達が訴訟で求めたものは、正確な情報開示と公正な税金使用とい

う、民主主義の原則の実現である事。

実際に活発にして率直な議論が交わさ

れた。

他方、中止声明直後のマスコミ報道は、殆んどが「ダム計画に翻弄された五〇年」

「政治的中立は貫徹するが、政治的音痴にはならない」との原告団・弁護団の基本的立場を全員が心得ての議論だった。

当面の結論は以下の二点に集約できる。

(一) 敗訴判決は回避する。逆に言えば

早く勝利判決を勝ちとる。

(二) 当面の状況に対応する適切な運動を展開する。

民主的にして、知的な議論というのは、落ちつくべきところに落ちつくものだと実感を新たにした。

三
上記方針に基づき、以下の如き方針が実施された。

(一) 「みんなの八ヶ場バーフェクトガイド」と題したパンフレットを作成し、表紙を含めると、一〇頁に及ぶ力作で「八ヶ場ダムは継続するより

中止する方が高くつく?」、「八ヶ場はすでに七割もできているので、今さらストップ出来ない?」といった誠にタイムリーな疑問に、図表・写真などをタップリと使って分り易く説明していた。

(二) 一〇月一八日「八ヶ場ダムのウソ

or ホント? 徹底検証! 緊急集会」を池袋にて開催した。準備期間の殆んどない正に緊急集会であつたが、会場は一五〇人を超える人で満員となり、熱のこもった報告と同時に質疑・応答が交された。

(三) 一二月六日には「八ヶ場ダムはかくして止まる」と題した提訴五周年集会が開催され、同様に会場は満員となり、各政党代表の挨拶、各地の斗いの報告、訴訟の解説、等々で会場は大いに盛り上がった。

調査結果は、一九五一年以後の河

四

裁判準備も大忙であった。

(一) 高橋弁護団長の執念とも言える、

八斗島(ヤツタジマ)上流域の河川

整備状況の現地調査書も遂に完成し

た。これは東京地裁判決の「(基準

点である)」八斗島上流域に於る河

川整備が進行すれば(それまでの堤

防未整備による氾濫水がなくなつて)河道の水量が増加するので、八

斗島に於る基本高水毎秒二万二〇〇

○立方メートルとの試算も是認でき

る」との認定に対し、計画されて

から約六〇年を経て、実施されてい

ない河川整備が、今後、実施される

可能性は極めて低いから、計画策定

時の一九五二年以後に実施された河

川改修箇所の有無を、現場踏破によ

り、調査するとの大変な労作であつた。

川改修は一箇所のみであり、それも不完全なものであつたとの事であつた。

即ち、前記東京地裁の認定の誤りを正に足で証明する内容となつた。その結果は、一月二七日付東京新聞の紙面に大きく紹介された。

(二) 栃木弁護団は、栃木県が八ッ場ダム

参加を決定した時の前県知事を尋ね、証人としての出廷、陳述書の作成を依頼し、遂にOKを取り付けた。陳述書の作成のための対話を録音する事を前知事は快諾され、参加決定時に「与えられた資料は、見取図一枚」「当時は国の決定に逆える状況にはなかつた」等々の生々しい体験が語られ、陳述書として提出された。

(三) 千葉弁護団は、既に結審した弁論を再開すべく、工夫を凝らした弁論再開申立書を提出し、裁判所との協議を進めている。

(四) さいたま弁護団は、一二月結審予定を三月結審への延期する事に成功した。

(五) そして、東京弁護団の総力を挙げた控訴理由書が完成・提出された。約二五〇頁に及ぶ力作である。

五

裁判の結果を楽観視できる要素は全くない。しかし原告と弁護団が力を合せて裁判と運動を展開した後には、必ず何かが残せるだろうと思うし、そんな手応えを感じる八ッ場の政権交代以来の動きである。



開門をめぐる戦いの「今」

よみがえれ！有明訴訟弁護団

弁護士 堀 良一

とある。そのための目下の焦点となつて いるのが潮受堤防排水門の開門である。



県にまたがる漁業被害は年々累積し、漁民の生活に重くのしかかっている。多くの漁民が漁業を諦めて「オカ」に上がった。借金にあえぎながら自殺する者も少なくない。

一方、事業は二〇〇八年三月に終了し、同年四月からは干拓農地において営農が開始された。農水省のエセ防災宣伝に踊らされた背後地住民の防災に対する期待も小さくない。

「ギロチン」と呼ばれた一九九七年四月の諫早湾干拓事業潮受堤防閉め切りは、「有明海異変」と呼ばれる有明海全域にわたる環境破壊と漁業被害をもたらせた。それから一二年が経過し、毎年繰り返される不漁のなかで、有明海沿岸四

わたしたちは、二〇〇八年三月の事業終了を前に、「開門」が当面の戦略課題であることを確認して、二〇〇七年九月から本格的な国会対策を開始した。毎月、漁民を連れて上京し、農水省前で宣伝したり、国会通信を全議員に配布した。支援してくれる議員を発掘して、議員立ち会いの下に、農水省とやりあつた。そのなかで、開門をめぐる論点は全て出尽くし、議員とともに全部論破した。これを通じて、開門は参加した多くの議員の確信となつた。

二〇〇八年六月二七日の佐賀地裁開門判決は、このような状況のなかで勝ち取つた。判決は世論の支持を集め、佐賀県議会から全会一致で支持決議が上がつた。判決後は、漁民を連れて上京し、連

日、控訴するな、直ちに開門せよの運動を繰り広げた。そのなかで、国は、なんとか控訴期限間際の七月一〇日午後七時すぎに佐賀地裁夜間受付に控訴状を出したものの、同日午後八時すぎからの緊急大臣会見で、開門調査のための環境アセスメントを行うとの大臣談話を発表せざるをえなかつた。

この大臣談話によつて、それまで頑なに開門を拒み続けていた国の姿勢に風穴があいた。

しかしながら、その後明らかになつた國の方針は、アセスに三年かける、その後に地元の同意をえて、さらに排水機場設置などの開門準備工事を最低三年間は行うというものであつた。地元の長崎県は農水省とともに事業を推進してきた張本人であり、そこに事實上の拒否権を与えて、しかも開門は六年以上先と時間稼ぎをして漁民を疲弊させ、戦いの氣力を萎えさせようというのである。

これに対し、わたしたちは、アセスを経ずに現実に開門を実施した短期開門調査の実績を踏まえ、そのレベルから段階的に開門すれば直ちに開門可能という対案を掲げてたたかつた。

その緊迫した状況のなかで政権交代が実現した。

総選挙を前に民主党が発表した政策集INDEX二〇〇九には、「従来行われた公共事業についても、環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施さなければなりません」「諫早湾干拓事業や吉野川河口堰改築事業、泡瀬千潟の干拓事業など環境負荷の大きい公共事業は、再評価による見直しや中止を徹底させます」、「潮受堤防開門によつて入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます」と記載されている。この事業について必要な見直しを行い、入植農業者の理解を得た上で開門を実施することは、

これに対し、わたしたちは、アセスを経ずに現実に開門を実施した短期開門調査の実績を踏まえ、そのレベルから段階的に開門すれば直ちに開門可能という対案を掲げてたたかつた。

ところが、農水省政務三役は、地元の合意を優先させるということを口実に、なかなか開門を具体化しない。

わたしたちは、長崎県をはじめ開門反対勢力に公開質問状を出し、協議の申し入れを行い、その拒否回答や回答しない状況をもつて地元まかせにする農水省政務三役の誤りを明らかにした。その上で、まずは、国が裁判上で開門協議を行つて範を示すべきであると裁判の内外で訴えている。有明海特措法の改正や、農水省の有明海関連概算要求のうち六〇〇億円以上がムダであり開門予算は十分捻出可能であることなど、開門にむけたプロセスや財源なども具体化して訴えている。全議員に配布する国会通信もすでに77号

政権交代という新しいステージのな
か、諫早の開門をめぐる戦いは、この原

稿を書いている一月一七日のいま現
在、激しい鍔迫り合いと綱引きの真っ直

中にある。

費用便益分析はコンサルタント会社に丸投げ的に委託

—高尾山天狗裁判で国交省証人を尋問—

高尾山天狗裁判弁護団事務局次長

弁護士 松 尾 文 彦

省関東地方整備局古川慎治証人の尋問が
行われました。

焦点は「マニュアル」に沿った 分析か否か

道路などの事業認定にあたっては、事業から得られる便益（ $B = benefit$ ）と事業に要する費用（ $C = cost$ ）とを比較した結果得られる B/C （ B バイ C ）の値

（費用便益分析結果）が公益性の重要な



一〇月二八日、高尾山事業認定取消訴訟（東京地方裁判所民事三部）で、国交

指標とされています。国土交通省は、 B/C が1を下回れば当該事業は進める

ことができないと国会でも答弁し、また、費用便益分析の手法として、自ら、「費

用便益分析マニュアル」（本件当時は平成一五年八月版）を定めています。したがって、高尾山トンネル工事を進めようとするなら、「マニュアル」に従つて費用便益分析を行つたこと及びその結果が1以上であること、これらのこと

を確認した上で事業認定が行われたことを明らかにしなければならないはずです。

ところが、昨年春のいわゆる「ガソリン国会」などで費用便益分析の手法について批判的な議論が高まりました。弁護団・原告団はこれを受けて昨秋以来被告

示をめぐる求釈明論争を進めてきました。その中でも、国らは、計算中のデータは「整理・保存していない。」などと、いつて開示を拒み続けてきたことから、費用便益分析に関する問題点を国交省に直接質す機会としてもたれたのが今回の尋問でした。尋問の焦点は、本件費用便益分析が平成一五年八月マニュアルに従つて行われたといえるか否かにありました。

分析は丸投げ、経過の確認はない

尋問調書の作成はまだですが、当日の尋問で明らかになつたのは、概要次のようなことです。

第一に、費用便益分析は外部業者に丸投げ的に業務委託しており、国交省が納品を受けるのは、その結果だけだという

ことです。業者の分析がマニュアルに沿つてなされたのか、算出過程が正しいのかについて、国交省は検証もしていません

示をめぐる求釈明論争を進めてきました。

ん。

第二に、平成一五年八月マニュアルが作られる際に募集されたパブリックコメントでは、追分析ができるよう計算途中のデータも公表すべきとの意見が寄せられ、国土交通省が「ご指摘を踏まえ、費用便益分析にあたつては用いたデータや計算手法等は公開する旨をマニュアルに記載。」と対応していました。尋問ではこうした事実を指摘したにも関わらず、証人は、「公表は結果だけでよい。」と答えました。すなわち、マニュアルがいう「公表」の意味は、計算途中のデータを含め開示することだと国交省自らが述べたにも関わらず、マニュアルに沿つた運用がなされていないということです。

本件費用便益分析は適正とはいえない

第四に、以上のことからすると当然の帰結ですが、「あなたは、本件費用便益分析が平成一五年八月マニュアルに従つて行われたことを具体的データを示して立証することができないのではないか。」との質問に、証人は、「できない。」ことを認めました。

今回の尋問で明らかになつたのは、国

第三に、費用便益分析の前提としてマニュアルが規定している道路網の設定について、マニュアルが「対象とする道路整備プロジェクトの有無により配分交通

量に相当の差があるようなリンクは全て含むように、道路網を設定する」と規定する点について具体的な内容を質問したところ、「一般的に五〇一〇%の差」などというだけで、本件費用便益分析ではどのような設定がなされたのかを明らかにすることができませんでした。

結果が1以上（現在の国の主張によれば
2・6。）であることにも具体的な根拠が

ないということです。

高尾山トンネル工事を強行する理由は

ありません。

国分寺道路計画認可取消訴訟について

三多摩法律事務所

弁護士 吉田 健一



に幅員二八メートルの道路として都市計画決定されたが、二〇〇六年に幅員が三六メートルに拡幅されることとなつた。多摩地域の体系的なネットワークの形成による交通渋滞の緩和や南北方向の自動車交通の円滑化などのために必要な道路であるとされ、環境への影響もないというアセスの結果が鵜呑みにされて、事業認可されたのである。

しかし、建設予定地は、JR中央線で新宿から三〇分という通勤などの便も良く、一方では緑も残されている静穏な居住空間である。当初計画の第二次大戦中はもとより、都市計画決定された四〇年前と比べても、住宅の密集化など地域周辺の変化は、著しいものがある。本件道路は、国分寺市中央部の住宅街、第一種低層住居専用地域に建設されるものであ

一 認可取消訴訟の提起

国土交通省関東地方整備局長は、○七

年一月二六日、東京都が申請していた
本件道路は、一九四三年（昭和一八年）
に計画され、一九六五年（昭和四〇年）

二 住宅街に三八メートル道路の建設

年一月二六日、東京都が申請していた
本件道路は、一九四三年（昭和一八年）
に計画され、一九六五年（昭和四〇年）

るが、一部原告らを含む約二五〇世帯（都の説明によつても約八〇〇人）もの住民が立ち退きを余儀なくされる。この地域で長年居住してきた住民が多く、高齢者の立ち退きはきわめて困難である。

他方で、渋滞がひどいと言われてきた府中街道も改善が進められているのみならず、今後の人団減少、車両の減少を見据えると、道路建設の必要性には重大な疑問がある。

三 道路公害、環境破壊のおそれ

本件道路の建設は、周辺住民には大気汚染や騒音などの道路公害、環境破壊をもたらすことになる。

現在でも、国分寺市内で一八歳以下を

対象としている医療費助成認定数で四二九名もの多数のぜんそく等の患者がおり、大気汚染訴訟で明らかにされていくように道路公害により健康破壊をさらに拡大することは必至である。この九月に

環境基準として告示されたPM2・5による健康被害も危惧される。また、現行環境基準では、静穏な第一種住居専用地域が道路建設によつて一転して近接空間となり、激しい道路騒音が許容されてしまう。その矛盾が顕著に示されている。さらには、緑地も奪われ良好な居住環境も破壊される。

しかも、このような道路それもわずか二・五キロを建設のために五四〇億円という巨額の費用が必要とされる。無駄な公共事業であることは明白である。それが、住民に対する説明も十分ないまま強行されようとしているのである。

四 訴訟の現状

提訴後二年が経とうとしているが、原告住民側は、道路建設の問題点、違法性を明らかにする主張の提出を終了。今年一月二〇日の弁論期日までに、検証申出、証人申請、専門家の意見書など立証

に必要な資料をほぼ提出し、来年から立証段階に入つていく。本件道路予定地や周辺の現状など、現地での検証を早期に実現し、立証を進めていきたい。

住民は、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。しかし、現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになつていて。このような動きに法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が早期に求められる。

【若手弁護士奮戦記】

高尾山天狗裁判弁護団に参加して

八王子合同法律事務所

弁護士 和 泉 貴 士

(まちださがみ法律事務所 弁護士 川合 きり恵)

初めて弁護団会議に参加したときのことは、今もよく覚えています。公共事業の費用便益計算について議論がされたいたのですが、飛び交う専門用語を全く理解できず、「ここは同じ日本なのだろうか?」と途方に暮れたものです。

学芸大学小川教授の尋問では、タンボ

ポの専門家である小川教授から、カントウタンボとセイヨウタンボとの違い(两者はがくの形が違うのです。)を教わ

りました。それ以来 タンボを見るとついついがくを調べてしまいます。



天狗弁護団に参加して、そろそろ八ヶ月程度になります。学芸大学小川教授証人尋問に始まり、最高裁要請行動、アプ

レイザルでの費用便益シミュレーション、そして、一〇月二八日の国交省古川尋問などに参加させていただきました。

その後、原告団と共に最高裁門前でのビラ配り、要請行動を行いました。いきなり最高裁門前で演説するよう求めら

れ、「弁護士に負けず劣らず、原告団も無茶だなあ。」と思いましたが、原告団の方々の一人ひとりの高尾山に対する想いを聞くうちに、この訴訟が何を守ろうとしているのかが見えてきたようになります。私たち環境訴訟を通じて、人の暮らし、想い、人生、様々なものを守るうとしていることに気付きました。この頃から天狗弁護団の一人として、自分の中で腰が据わってきたように思います。

近時、天狗裁判では道路の費用便益が主たる争点となっていたのですが、その一つの到達点が国交省古川尋問でした。

費用便益とは、公共事業を行うにあたって、事業のベネフィットをコストで割つたものをいいます。これが1・0を切る事業については原則として行うことができません。具体的には、道路を作るごとによつて生じる時間短縮や燃料費、交通事故減少等のベネフィットを道路の建設費、維持管理費等のコストで割つて計

算します。時間短縮等の計算については、コンピューター上に仮想の道路網を構築し、新たに道路を建設した場合の交通量についてシミュレーションを行つて計算します。

天狗弁護団では、ミープランというコンピューターシミュレーションシステムを用いて圏央道の費用便益が1・0を切ること立証しました。また、国に対しても何度も求釈明を行い、国が圏央道について費用便益2・6とすることの根拠を提出するよう求めました。しかし、国はこれに応じず、弁護団は国土交通省の費用便益計算の担当者の証人尋問を要求、これが裁判所に認められ、敵性証人である古川氏に対する証人尋問を行うこととなりました。

古川尋問の準備は、とにかく目を通すべき資料が膨大でした。費用便益が注目されるきっかけとなつた二〇〇八年のガソリン国会以降の国会・委員会議事録、

国交省が公開している費用便益マニュアル、その他費用便益に関する専門書籍、国側が出してきた証拠の読み返し、原告側の求釈明とそれに対する国側の回答の分析、これらに目を通したうえで尋問事項を考えるという作業は、正直新人弁護士にはやや荷が重かったです。古川尋問と一緒に担当した松尾弁護士、おんぶにだっこで申し訳ありませんでした。尋問当日は松尾弁護士の活躍で、国交省が費用便益計算を自ら行わずに外注していること、国交省は完成品についてその正確性をほとんどチェックしていないことが明らかになりました。

古川尋問と同時並行で、原告尋問も担当させていただきました。原告の写真家佐野高太郎さん(<http://www.kotarosano.com/>)には、写真家としての生き方、また高尾に存在するたくさんの美しい動植物について教わりました。

プロの写真家と親しくなることなど無かつたでしょう。動物の写真の撮り方、佐野さん独特の自然に対する哲学は聞いて非常に面白かったです。「どんなに美しい動物でも、それ単体で撮影するのではその美しさは表現できない、捕食者との息詰まる攻防など、動物を育んでいる自然そのものを撮影して初めて動物の美しさは表現できる。」というのが佐野さんの考え方でした。そして、生物多様性に富んだ高尾山は、動物を育む力に富んだ貴重な山であるということを教わりました。佐野さんは今度高尾山を案内してもらう約束です。

天狗弁護団には、今年、和泉貴士と川合きり恵（ともに新六一期）の二名の新人弁護士が入りました。一二月には、両名および原告団の方々とともに、COP15（国連気候変動枠組み条約第一五回締約国会議）に参加するためコペンハーゲンに行ってきます。デンマークの環境政

策を勉強するとともに、日本の二酸化炭素の削減等温暖化対策についていつそうの努力を求める予定です。和泉にとつては人生初の海外旅行でもあります。

弁護団に入つてたつた一年弱ですが、天狗弁護団では本当に多様な経験をさせていただきました。得るものは非常に大きかったですように思います。また、弁護団会議終了後の飲み会では先輩弁護士や原告の方々からいろいろな話を聞けて愉快な時間を過ごすことができました。弁護士という仕事は普段は金銭問題や感情のもつれなどストレスの溜まる仕事も多いのですが、私にとつて天狗弁護団の活動は、日常の業務の中におけるある種の才アシスのような位置づけになりつつあるように思います。今後とも高尾山と周辺住民のために、頑張っていきたいと思います。





もくじ

—公共事業特集号—

巻頭言 今こそ私達の要求実現のたたかいを強化しよう

—歴史的転換点に立つて—

| | |
|-------|-------|
| 弁護士 | 馬奈木昭雄 |
| 越智 敏裕 | 5 |

鞆の浦世界遺産訴訟第一審判決について

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

泡瀬干潟埋立事業差止・高裁判決とその後の展望

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

川辺川ダム問題と政権交代

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

八ツ場ダム訴訟

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

開門をめぐる戦いの「今」

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

費用便益分析はコンサルタント会社に丸投げ的に委託

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

—高尾山天狗裁判で国交省証人を尋問—

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

国分寺道路計画認可取消訴訟について

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

【若手弁護士奮戦記】

高尾山天狗裁判弁護団に参加して

| | |
|-----|--|
| 弁護士 | |
| | |

| | |
|-------|--|
| 和泉 貴士 | |
| | |

23

21

19

17

14

11

8

1